

十和田市告示第134号

十和田市住民税申告支援システム更新業務について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和2年7月9日

十和田市長 小山田 久

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 「十和田市住民税申告支援システム更新業務」
- (2) 内容 「十和田市住民税申告支援システム更新業務仕様書」のとおり（別紙）
ただし、契約時における仕様は第1受注候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 初期作業： 契約日から令和2年10月31日まで
システム賃貸借： 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで
- (4) 上限額 初期費用： 3,828千円（データ移入作業等）
システム賃貸借料： 19,004千円（保守サービス含む）
（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申出書の提出締切日において、十和田市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 青森県内で自治体向けの税申告支援システムの運用実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年12月14日十和田市条例第39号）に違反しない者。
- (6) 過去5年間（平成27年度～令和元年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム
 - イ プライバシーマーク

3. 参加申し込み等に関する事項

- (1) 受付期間
令和2年7月9日（木）13時00分から令和2年7月31日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）、業務実績書（様式2）、会社概要（パンフレット等で可）を郵送又は持参すること。様式1、2については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。

電子メールの件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ① 本プロポーザルの参加承認の可否は、令和2年8月4日(火)15時00分までに電子メールで通知する。
- ② 十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和2年8月4日(火)15時00分までに連絡がない場合は、同日17時00分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和2年7月9日(木)13時00分から令和2年7月17日(金)17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式6）により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 質問の回答

令和2年7月27日(月)17時00分までに、質問及びその回答の全てを十和田市ホームページにて回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・「十和田市住民税申告支援システム更新業務」企画提案書（社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く）
- ・「十和田市住民税申告支援システム機能要件書」（回答欄等記入）
- ・業務工程表（任意様式）
- ・業務実施体制調書（様式4）
- ・十和田市住民税申告支援システム更新業務見積書（様式7）

(2) 提出部数

紙媒体10部（プロポーザル届出書は2部。見積書は1部）

(3) 提出期限

令和2年8月7日(金)17時00分まで（必着）

(4) その他

提出書類、提出方法等の詳細については、「要領」を参照のこと。

6. 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和2年8月21日(金)14時00分から開始予定（詳細は別途通知）

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。説明時間は20分程度とし、その後質疑応答を行う。

(4) その他

詳細については、「要領」による。

7. その他

プロポーザル手続きの詳細は、「要領」による。

8. 担当部署

担当者：十和田市企画財政部税務課市民税係（電話：0176-51-6767）

住 所：〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

F A X：0176-22-4899

Eメール：zeimu@city.towada.lg.jp